

東京都居住支援協議会「設立総会」 議事要旨

1 日 時 平成26年6月25日(水) 14:00～15:30

2 場 所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

3 出席者 構成員メンバー 本人9名、代理2名
オブザーバー 17区市22名(本人7名、代理15名)

4 議 事

【議事1】

事務局：「資料2 【議案1】東京都居住支援協議会 会則(案)について」説明
資料2に関連し、「東京都すまいサポート連絡協議会」の発展的移行により、
「東京都居住支援協議会」を設立する旨、補足説明。

⇒ 全会一致で承認された。

【議事2】

事務局：「資料3 【議案2】監事の選任について(案)」説明

⇒ 全会一致で承認された。

【議事3】

事務局：「資料4 【議案3】オブザーバーの承認と今後の承認手続きの取扱いにつ
いて(案)」説明

⇒ 全会一致で承認された。

【議事4】

事務局：「資料5 【議案4】会議の公開等に係る取扱いについて(案)」説明

⇒ 全会一致で承認された。

【議事5】

事務局：「資料6 【議案5】平成26年度事業計画(案)」「資料7 【議案6】平
成26年度予算(案)」説明。

資料7に関連し、協議会の予算の取扱いについて、補足説明。

⇒ 全会一致で承認された。

【議事6】

事務局：「資料8 当面のスケジュールについて」説明

⇒ 質疑等なし

【議事7】

各団体等（「東京都都市整備局」「東京都福祉保健局」「一般財団法人高齢者住宅財団」「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター」「独立行政法人都市再生機構」「東京都住宅供給公社」）から、それぞれの居住支援に係る取組みについて説明

<意見>

構 成 員：高齢者等が民間賃貸住宅への入居を制限される理由として、居室内での死亡事故に対する貸主側の不安があげられている。死亡事故等については、仲介業者の借主への告知義務が生じる場合があるが、説明することによって、借主の敬遠や家賃引き下げが生じてしまう。宅建業法上の解釈変更も、必要になってくるのではないか。

以上